官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（国土交通六〇）　二
○海難審判法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六〇）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務五五）　二
○コンポンチャム州における教員養成大学設立計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇三）　二
○ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文の終了に関する口上書の交換に関する件（同二〇四）　二
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第二号及び第三十九条の十三に基づく認定保安検査実施者及び認定高度保安実施者の認定に関する公示（経済産業七二）　三
○軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があった件（国土交通六九九、七〇〇）　三
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同七〇一）　三
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同七〇二）　四
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一五五）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（同一五六～一五九）　五
〔国会事項〕
内閣　法務省　愛知県　横浜市　名古屋市　大阪市　堺市　五
〔人事異動〕
〔資　料〕
令和八年四月中国際収支状況（速報）（財務省）　五
〔叙位・叙勲〕　五
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六
登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　六
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　八
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　八
法　務
公証人任免（法務省）　八
街区境界調査成果の認証の公告（国土交通省）　八
国土調査の成果の認証の公告（同）　八
除籍が滅失した件（法務省告示配九六）　八
〔公　告〕　九
諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分、退職手当支給制限処分、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二九
会社その他

省　令

○厚生労働省令第百三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～五十三　（略） 五十四　Ｎ－イソプロピル－五－メトキシトリプタミン及びその塩類 五十五～百二十五　（略） 百二十六　一－（二－ジエチルアミノ）エチル－二－（三・四－メチレンジオキシフェニル）メチル－五－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 百二十七～二百二十三　（略） 二百二十四　二－［四－（二－フルオロエトキシ）ベンジル］－五－ニトロ－一－［二－（ピロリジン－一－イル）エチル］ベンズイミダゾール及びその塩類 二百二十五～三百六十五　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～五十三　（略） （新設） 五十四～百二十四　（略） （新設） 百二十五～二百二十一　（略） （新設） 二百二十二～三百六十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○国土交通省令第六十号

海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、海難審判法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

海難審判法施行規則の一部を改正する省令

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九十四条　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（次条において「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千七百五十円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり八千三百五十円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。	**第九十四条**　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（次条において「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千四百五十円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり八千五十円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

その他告示

○法務省告示第五十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年六月十七日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

作原　大成

○外務省告示第二百三号

令和八年五月十九日にプノンペンで、コンポンチャム州における教員養成大学設立計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コンポンチャム州における教員養成大学設立計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億八千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和八年六月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百四号

令和七年十一月七日にハノイで、令和三年四月二十三日に署名されたベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する交換公文の終了に関する口上書の交換が日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。よって、同交換公文は、同日に終了した。

令和八年六月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○経済産業省告示第七十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第二号及び第三十九条の十三の認定をしたので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
ＥＮＥＯＳ株式会社 大分製油所	大分県大分市大字一の洲一番地一	認定高度保安実施者	令和七年五月三十日
太陽石油株式会社 四国事業所	愛媛県今治市菊間町種四〇七〇番地二	認定高度保安実施者	令和七年九月一日
徳山ポリプロ株式会社 徳山工場	山口県周南市晴海町一番一号	認定高度保安実施者	令和七年九月十二日
株式会社ＥＮＥＯＳマテリアル 四日市工場	三重県四日市市川尻町一〇〇	認定高度保安実施者	令和七年九月十八日
株式会社トクヤマ 徳山製造所	山口県周南市御影町一番一号	認定高度保安実施者	令和七年九月十八日
花王株式会社 和歌山工場	和歌山県和歌山市湊一三三四番地	認定保安検査実施者	令和七年十二月三日
三菱ケミカル株式会社 岡山事業所	岡山県倉敷市潮通三丁目十番地	特定認定高度保安実施者	令和七年十二月四日
三菱瓦斯化学株式会社 新潟工場	新潟県新潟市北区松浜町三五〇〇番地	認定高度保安実施者	令和七年十二月九日
日本ゼオン株式会社 高岡工場	富山県高岡市荻布六三〇番地	認定高度保安実施者	令和七年十二月十六日
ＥＮＥＯＳ株式会社 根岸製油所	神奈川県横浜市磯子区鳳町一番一号	特定認定高度保安実施者	令和七年十二月十八日
ＫＨネオケム株式会社 千葉工場	千葉県市原市五井南海岸十一番地一	認定高度保安実施者	令和七年十二月二十四日
クラサスケミカル株式会社 大分コンビナート	大分県大分市大字中ノ洲二番地	特定認定高度保安実施者	令和八年一月十五日
株式会社レゾナック 基礎化学品事業部川崎事業所	神奈川県川崎市川崎区扇町五―一	認定高度保安実施者	令和八年二月二十七日
鹿島石油株式会社 鹿島製油所	茨城県神栖市東和田四番地	特定認定高度保安実施者	令和八年三月二日
株式会社ＥＮＥＯＳマテリアル 鹿島工場	茨城県神栖市東和田三十四番地一	認定高度保安実施者	令和八年三月十一日
サンアロマー株式会社 製造本部　大分工場	大分県大分市大字中ノ洲二番地	認定高度保安実施者	令和八年三月十一日
ＪＮＣ石油化学株式会社 市原製造所	千葉県市原市五井海岸五番地の一	認定高度保安実施者	令和八年三月十一日
ＥＮＥＯＳ株式会社 麻里布製油所	山口県玖珂郡和木町和木六丁目一番一号	特定認定高度保安実施者	令和八年三月二十七日
日本ゼオン株式会社 水島工場	岡山県倉敷市児島塩生字新浜二七六七番地一	認定高度保安実施者	令和八年四月十七日

○国土交通省告示第六百九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。

令和八年六月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名　称　軽自動車検査協会

所在地　千葉県袖ケ浦市長浦字拓弐号５８０番３２８

検査事務を開始する日　令和八年五月七日

○国土交通省告示第七百号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。

令和八年六月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名　称　軽自動車検査協会

新潟主管事務所

所在地　新潟県新潟市江南区下早通３丁目１０番地１

検査事務を開始する日　令和八年三月二十八日

○国土交通省告示第七百一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年六月二日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5865号	膨脹式救命浮器（内部収容型）（位置保持装置を有するもの） ＦＲＮ－ＡＳ－15　Ｂ型	藤倉コンポジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目４番13号五反田ＪＰビルディング
第5866号	〃 ＦＲＮ－ＡＳ－15　Ｇ型	〃	〃
第5867号	〃 ＦＲＮ－ＡＳ－25　型	〃	〃
第5868号	降下式乗込装置（スライダー式乗込装置） ＦＳＬ－Ｌ型	〃	〃
第5869号	〃 ＦＳＬ－Ｓ型	〃	〃

○国土交通省告示第七百二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年六月十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　ジェッダ事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	Jamjoom Commercial Center, Tower 2, Palestine Street, Alhamra Dist, Jeddah, KINGDOM OF SAUDI ARABIA
変更後	Jamjoom Commercial Center, Tower 1, Palestine Street, Alhamra District, Jeddah, KINGDOM OF SAUDI ARABIA

㈡　変更年月日　令和八年六月十五日

○防衛省告示第百五十五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和八年六月十七日　　防衛大臣　小泉進次郎

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後七時まで 二区域 令和八年九月一日から同年十一月五日までの間、毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業を禁止

○防衛省告示第百五十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十七日　　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年六月二十二日から同月二十八日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　野島埼南方の次の㋐から㋖までの七地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋖の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、㋒及び㋓を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに㋒及び㋓を結んだ線から北側で㋑及び㋕を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに㋑及び㋕を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

㋐　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
㋑　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
㋒　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
㋓　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
㋔　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
㋕　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
㋖　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
㋗　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
㋘　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十七日　　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年六月二十二日から同月二十八日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一八、二八八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十七日　　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年六月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

㋐　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
㋑　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月十七日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年六月二十二日から同月二十八日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書転送

六月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

西サハラに関する質問主意書

議事日程

六月十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十一号

令和八年六月十六日（火曜日）

午後一時開議

第一　郵政民営化法等の一部を改正する法律案（総務委員長提出）

第二　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（西村智奈美外三名提出）

第三　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（内閣提出）

参議院

議案受領（予備審査）

六月十五日衆議院から次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（和田政宗外三名提出）（衆第一四号）

議案付託

六月十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

外交防衛委員会に付託

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

財政金融委員会に付託

質問主意書提出

六月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

公益通報者保護制度における三号通報者の探索行為に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五四号）

報告書提出

六月十五日委員長から次の報告書を提出した。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書審査報告書

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書審査報告書

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗は六月十三日英国、イタリア国及びフランス国へ出張のため出発した。

○防衛大臣臨時代理解職

国務大臣　あかま二郎（赤間　二郎）

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（六月十三日）

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　小野翔太郎

辞職を承認する（六月十五日）

愛知県

○収用委員会委員任命

矢崎信也委員及び村田かおり委員は、五月三十一日任期満了し、六月一日次の者が任命された。

収用委員会委員　中川　博晴

同　立石　直子

横浜市

○人事委員会委員選任

水地啓子委員は、六月三十日任期満了となるため、同月五日次の者が選任された。

人事委員会委員　飯島奈津子

名古屋市

○議長選挙

西川学議長は、五月二十一日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　小出　昭司

○副議長選挙

さわだ晃一副議長は、五月二十一日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　森　ともお

○監査委員選任

金庭宜雄委員及び塚本つよし委員は、五月二十五日辞職し、同日次の者が選任された。

監査委員　田辺　雄一

同　浅井　正仁

大阪市

○教育委員会委員任命

大竹伸一委員は、五月三十一日任期満了し、六月一日次の者が任命された。

教育委員会委員　宮部　義幸

堺市

○監査委員選任

伊豆丸精二委員は、五月三十一日辞職し、六月一日次の者が選任された。

監査委員　札場　泰司

叙位・叙勲

○叙位

（高知大学名誉教授）

従四位に叙する　今井　嘉彦

従五位に叙する（各通）

木村　養市　中村　倫明

八重樫　信　小島　正文

神谷　貞明　倉田　邦男

田中　忠行　田畑　豊

正六位に叙する（各通）

青山　信次　宇都宮　武

國東　弘人　古賀　保　原　浩高

福原　修一　舟曳　襄　松尾　俊朗

従六位に叙する（各通）

高野　一也　戸田　光

正七位に叙する（各通）

高橋　將　藤田　清治

前田　直

従七位に叙する（各通）（以上五月十一日）

（苫小牧工業高等専門学校名誉教授）

村井　國昭

従四位に叙する

豊川　輝久

従五位に叙する（各通）

花島　秋人　荻野　一郎　尾田　親晴

宮久保芳利　森田　粹彌　山下　哲朗

正六位に叙する（各通）

植田　操　大木　勝利

岡元　司　加賀　忠彦　柴山東一郎

田中　正信　田中　是睦　徳田傳次郎

長尾　恵猛　畠山　春美　枡澤　正

松本　純一　山下　邦文

従六位に叙する（各通）

加藤　知束　関貫伊佐雄　小林日出夫

正七位に叙する（各通）
遠田　岩治　中島　常夫

従七位に叙する（各通）（以上五月十二日）
大原　豊實　渡邉　浩

従五位に叙する（各通）
熊坂　直美　小島　祥一

正六位に叙する（各通）
入谷　哲夫　大橋　義信　小幡　俊幸
木暮　隆一　久保　和雄　坂下　清美
丹　季久　西原　忠徳　發田　進
山川　朝義

従六位に叙する（各通）
兼平　基

正七位に叙する
遠藤金次郎　柳田　徳次

従七位に叙する（各通）（以上五月十三日）
加藤　宏明

従四位に叙する
山口　弘之

従六位に叙する（以上五月十四日）
河野　廣

正五位に叙する（五月十五日）
堀　達也

従四位に叙する
大木　洵

従五位に叙する（以上五月十六日）
新山　八郎

従六位に叙する（五月十七日）

○叙勲

新井　彬民　佐野　理男
増子　幸雄　山崎　和彦

旭日単光章を授ける（各通）（五月十二日）
（高知大学名誉教授）
今井　嘉彦

瑞宝中綬章を授ける
木村　養市

瑞宝小綬章を授ける（各通）
小島　正文　中村　倫明
倉田　邦男　國東　弘人
戸田　光

瑞宝双光章を授ける（各通）
高野　一也　藤田　清治
前田　直　松尾　俊朗

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十一日）
遠田　岩治　大木　勝利
岡元　司　松本　純一

瑞宝双光章を授ける（各通）
田中　正信　徳田傳次郎　東　久男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十二日）
大橋　義信　大原　豊實　發田　進

瑞宝双光章を授ける（各通）
遠藤金次郎　兼平　基　瀧田　泰

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十三日）

皇室事項

御見舞電報

天皇陛下は、フィリピンで発生した地震による災害につき、六月十二日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

御弔電

天皇陛下は、タイ王女パチャラキティヤパー殿下薨去につき、六月十二日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、次の各国元首等から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

スウェーデン国王陛下
イスラエル大統領閣下
ベルギー国王陛下
アメリカ合衆国大統領閣下
オーストラリア連邦総督閣下
英国国王陛下
シンガポール大統領閣下
ヨルダン国王陛下
チェコ大統領閣下
マラウイ大統領閣下
イラク大統領閣下
クウェート首長殿下
マダガスカル再建大統領閣下

御答信

天皇陛下から五月七日ローマ教皇台下へ発せられた御祝電に対し、六月二日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免状更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免状更新講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター
二　登録海技免状更新講習事務所の名称
（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
（変更後）
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社　日本海洋資格センター　北海道事務所　北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階
三　変更年月日　令和八年五月一日

登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する同令第四条の十の規定に基づき、次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同令第九条の七の四において準用する同令第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター
二　登録海技免状失効再交付講習事務を行う事務所の名称
（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社　日本海洋資格センター　北海道事務所　北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階
三　変更年月日　令和八年五月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十七日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター
二　登録海技免許講習事務を行う事務所の名称
（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社　日本海洋資格センター　北海道事務所　北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階
三　変更年月日　令和八年五月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十七日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　株式会社　日本海洋資格センター
二　登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称
（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地

株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階
株式会社　日本海洋資格センター　北海道事務所　北海道函館市新川町四番地三号　新川町ビル二階

三　変更年月日　令和八年五月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　株式会社　日本海洋資格センター

二　登録船舶職員養成施設事務を行う事務所の名称

（変更前）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

（変更後）株式会社　日本海洋資格センター　本社　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五号　アサコ博多ビル七階
株式会社　日本海洋資格センター　長崎事務所　長崎県長崎市中町一番二十五号　ＭＪＭ中町ビル二階
株式会社　日本海洋資格センター　九州海技学院　熊本県宇城市三角町三角浦千百九十三番地
株式会社　日本海洋資格センター　中国事務所　広島県広島市西区観音新町四丁目十四番六号　広島観音マリーナ内
株式会社　日本海洋資格センター　沖縄事務所　沖縄県那覇市港町二丁目十六番一号　ビックライスビル六階
株式会社　日本海洋資格センター　関西事務所　兵庫県西宮市西宮浜一丁目三十一番地　西宮浜産業交流会館四階

三　変更年月日　令和八年五月一日

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人山下輝年は願により公証人を免ぜられた。

山田英夫は公証人に任命され、東京法務局所属公証人山下輝年の後任を命ぜられた。（以上六月九日）（法務省）

街区境界調査成果の認証の公告

兵庫県が行った街区境界調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により令和八年六月一日付けをもって認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により公告する。

令和八年六月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

尼崎市（今福二丁目の一部、杭瀬寺島二丁目、梶ヶ島の一部）の街区境界調査図及び街区境界調査簿

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、「国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和八年六月一日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年六月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

美方郡香美町（村岡区萩山（２０２１５１））の地籍図及び地籍簿（村岡区萩山・板仕野（２１２１５２））の地籍図及び地籍簿
〃　神崎郡神河町（大河の一部（大河１地区））の地籍図及び地籍簿（三日月の一部（三日月④ＡＢ地区））の地籍図及び地籍簿（中三河の一部（中三河①地区））
〃　の地籍図及び地籍簿（上秋里の一部（上秋里⑥地区））
〃　の地籍図及び地籍簿（上石井の一部（上石井③地区））
〃　の地籍図及び地籍簿

資　　料

財務省

令和８年４月中国際収支状況（速報）

（単位：億円、％）

項目	４月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	−203	−7,267	−7,267
（対前年同月比）	（−97.2）	（0.2）	（−43.9）
貿易収支	3,957	8,305	−7
（対前年同月比）	（—）	（35.9）	（−99.9）
輸出	101,081	108,220	88,717
（対前年同月比）	（13.9）	（11.7）	（3.6）
輸入	97,124	99,915	88,725
（対前年同月比）	（9.5）	（10.0）	（−2.6）
サービス収支	−4,160	−2,578	−7,259
（対前年同月比）	（−42.7）	（548.1）	（−2.5）
第一次所得収支	42,100	46,307	36,498
（対前年同月比）	（15.3）	（20.8）	（−5.1）
第二次所得収支	−2,818	−5,220	−5,531
（対前年同月比）	（−49.0）	（−33.0）	（21.9）
経常収支	39,078	46,815	23,700
（対前年同月比）	（64.9）	（29.1）	（13.1）
資本移転等収支	−220	−696	−250
（対前年同月投資）	27,747	12,094	19,645
直接投資	−132,922	89,207	−111,610

金融派生商品	4,055	8,294	−6,767
その他投資	142,020	−66,195	122,260
外貨準備	3,695	−320	3,100
金融収支	44,594	43,079	26,627
誤差脱漏	5,735	−3,040	3,177

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　匠投資顧問株式会社
２．本店所在地　東京都千代田区紀尾井町１番11号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第367号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　令和８年５月29日
６．行政処分の内容
関東財務局長（金商）第367号の登録を取り消す。

令和８年６月17日

関東財務局長　後藤　健二

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月17日

中国地方整備局長　山本　大志

１　処分をした年月日　令和８年５月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　小松電機産業株式会社　小松　昭夫　島根県松江市乃木福富町735―188　国土交通大臣許可（般－３）第15195号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年５月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

特別清算開始

令和８年（ヒ）第５号

群馬県高崎市上並榎町１１１１番地７
清算株式会社　株式会社シャクナゲ
代表清算人　星野和子
１　決定年月日　令和８年６月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（ヒ）第２０１７号

東京都文京区音羽１丁目２番３号
清算株式会社　株式会社キングインターナショナル
代表清算人　遠藤　　潤
１　決定年月日　令和８年６月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第４号

岡山県倉敷市水島海岸通二丁目１番１０号
清算株式会社　株式会社高砂商会
代表清算人　仁科慎太郎
１　決定年月日　令和８年６月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者仁科船舶商会株式会社に対し、協定債権のうち、令和８年４月２日、すなわち特別清算開始決定日の前日までの原因に基づいて生じた債権合計金211,860,110円を弁済対象債権として確認する。
２　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、清算株式会社が保有する現金及び預金合計53,125円から、本特別清算手続及び清算事務の遂行に必要な費用を控除した残額を、一括して弁済する。
３　前項の控除対象費用は、振込手数料、郵券、公告費用、清算事務に必要な実費、公租公課の有無及び金額の確認に必要な費用、その他本特別清算手続及び清算事務の遂行に必要かつ相当な費用とする。
４　第２項の控除対象費用の総額が清算株式会社の保有する現金及び預金の合計額に達し、又はこれを超える場合には、清算株式会社は、協定債権者に対する協定弁済を行わない。この場合であっても、協定債権者は、本協定認可決定の確定を条件として、清算株式会社に対する協定債権の全部を免除する。
５　第２項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とし、第３項の控除対象費用に含める。
６　清算株式会社は、第２項の弁済に先立ち、協定債権者に対し、控除対象費用の明細及び支払資料を提示する。
７　協定債権者は、第２項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額211,860,110円から第２項に基づく弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
８　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から換価及び分配に必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対して追加弁済する。この場合において、協定債権者が前項により行った債務の免除は、追加弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

9　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、清算株式会社は、変更前の協定債権者及びその有する協定債権の額を基準として本協定条項を適用することができる。ただし、清算株式会社が債権譲渡その他の債権移転について対抗要件を具備した通知を受けた場合には、法令に従い取り扱う。

以上

岡山地方裁判所倉敷支部

令和７年（ヒ）第２０号

北九州市若松区南二島二丁目８番８号
清算株式会社　二島チップ興業株式会社
代表清算人　清水良孝

1　決定年月日　令和８年６月３日

2　主文　次の協定を認可する。

協　定

1　清算株式会社は、下記記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１カ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。

2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の残額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者に対して弁済する。この場合において、協定債権者が前項の規定による行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

記

協定債権者

〒８０８－０１０９
北九州市若松区南二島二丁目８番８号
清水産業株式会社
上記代表者代表取締役　　河野秀彦

以上

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月十七日
掲載頁　三頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月十七日
掲載頁　三頁

（丙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月十七日
掲載頁　三頁

令和八年六月十七日

東京都中央区日本橋浜町一丁目一一番八号
ザ・パークレックス日本橋浜町六Ｆ
（甲）トウキョウフラッガー株式会社
代表取締役　森口　康成

東京都中央区日本橋浜町一丁目一一番八号
ザ・パークレックス日本橋浜町六Ｆ
（乙）トウキョウフラッガーブック株式会社
代表取締役　森口　康成

東京都中央区日本橋浜町一丁目一一番八号
ザ・パークレックス日本橋浜町六Ｆ
（丙）株式会社フォレスト・ゲイト
代表取締役　森口　康成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://anima-group.jp

（乙）https://cuez.jp

令和八年六月十七日

東京都渋谷区円山町三番六号Ｅ・スペースタワー六Ｆ西

（甲）株式会社ＡＮＩＭＡ　ＧＲＯＵＰ

代表取締役　額賀　勝輝

東京都渋谷区円山町三番六号Ｅ・スペースタワー六Ｆ西

（乙）株式会社Ｃｕｅｚ

代表取締役　浅香　直紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　一一八頁（号外第九十八号）

令和八年六月十七日

東京都港区芝浦三丁目四番一号グランパークタワー

（甲）日本エア・リキード合同会社

代表社員　Air Liquide International Corporation

職務執行者　牧原　康二

兵庫県尼崎市南塚口町四丁目三番二三号

（乙）エア・リキード・オペレーション株式会社

代表取締役　大平　透

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は、解散することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は、確定した最終の事業年度はありません。乙は、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

（甲）ＭＣＰ４９株式会社

代表取締役　小野　俊法

東京都目黒区上目黒二丁目四三番二〇号

（乙）有限会社ＡＳ　Ｒｅａｌ

代表取締役　藤田　陽介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　南信州新聞

掲載の日付　令和八年六月十一日

掲載頁　六頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十七日

長野県飯田市下久堅下虎岩四三〇番地

（甲）長野木材チップ工業株式会社

代表取締役　近藤　友里

長野県飯田市下久堅下虎岩四三〇番地

（乙）飯田チップ有限会社

取締役　近藤　友里

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙・丁）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月五日

掲載頁　一三八頁（号外第一二五号）

令和八年六月十七日

岐阜市六条大溝四丁目一〇番一九号

（甲）株式会社廣和

代表取締役　坪内　俊

岐阜市本荘西一丁目三八番地二

（乙）株式会社アドパツク

代表取締役　坪内　俊

岐阜県羽島市竹鼻町三一五四番地一

（丙）浅野印刷株式会社

代表取締役　坪内　俊

岐阜県海津市海津町古中島三二三番地

（丁）株式会社海津プリント

代表取締役　坪内　弘俊

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の医薬品事業部の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十二日

掲載頁　十一頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十二日

掲載頁　一二七頁（号外第三十号）

令和八年六月十七日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

（甲）株式会社ファーマコネクト

（旧商号　株式会社六本木管理13号）

代表取締役　上田　貴司

大阪市北区梅田一丁目一番三号

（乙）株式会社ネクイノ

代表取締役　石井　健一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車リース・割賦事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一八三頁（号外第一四四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一一四頁（号外第一六一号）

令和八年六月十七日

東京都港区芝三丁目二二番八号

（甲）オリックス自動車株式会社

代表取締役　内藤　進

茨城県つくば市東新井一五番四

（乙）筑波リース株式会社

代表取締役　長島　明伸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十七日

埼玉県鶴ヶ島市太田ヶ谷七五五番地二

合同会社日本アイケン

代表社員　小野晋一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十七日

埼玉県越谷市千間台西四丁目一四番地二〇

チェックマンプラス合同会社

代表社員　戸叶　充勇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十七日

東京都港区新橋五丁目三一番八号ル・グラシエルＢＬＤＧ．三二―九〇一号室

青盈合同会社

代表社員　林　清清

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ザ・フリースタイルワーカーズとします。

効力発生日は令和八年七月二十二日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年六月五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十七日

長野県諏訪郡富士見町富士見四二四三―二

合同会社ザ・フリースタイルワーカーズ

代表社員　溝口　圭亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年六月十七日

福岡県糸島市神在西三丁目七番七号

合同会社エンブリオサポートＷＡ

代表社員　藤倉　篤史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社後藤酒造とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十七日

福岡県豊前市大字挾間五四六番地

後藤酒造合資会社

代表社員　後藤　修一

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年七月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年八月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年六月十七日

群馬県伊勢崎市三和町二七一八番地一

（甲）株式会社浅野

代表取締役　浅野　圭祐

群馬県伊勢崎市東町二五〇四番地二

（乙）株式会社ＺＥＲＯクリエイト

代表取締役　浅野みつ子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百九十七万円減少し四千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十六日

掲載頁　五十一頁（号外第百十六号）

令和八年六月十七日

福島県福島市金谷川一番地

株式会社ミューラボ

代表取締役　伏見　雅英

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千五百十一万五千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十六日

掲載頁　二頁

令和八年六月十七日

東京都港区芝公園二丁目一一番一号住友不動産芝公園タワー一六階

株式会社Ｍａｒｓｄｙ

代表取締役　武藤　大揮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億二千五百八十五万八千四百五十八円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十五日

掲載頁　五十七頁（号外第八十九号）

令和八年六月十七日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート一二階

ＷｅＣａｐｉｔａｌ株式会社

代表取締役　橋口　遼

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百二十一万四千三百十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.lp.concrew.jp/public-notice

令和八年六月十七日

東京都中央区八重洲一丁目五番二〇号東京建物八重洲さくら通りビル三階

株式会社コンクルー

代表取締役　白澤　光純

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　三頁

令和八年六月十七日

東京都港区新橋四丁目三〇番六号京急中はらビル七階

株式会社ヘンケルフレシネジャパン

代表取締役　ダミアン・クラーク

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一六億五七五三万五八一〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://jpyc.co.jp/

令和八年六月十七日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル四階ＦＩＮＯＬＡＢ内

ＪＰＹＣ株式会社

代表取締役　岡部　典孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額金二億五千二万五千円につき、金一億五千二万五千円を減少し一億円とすることにいたしました。減少する資本金の額の全部を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終の事業年度はありません。

令和八年六月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＭＣＰ４９株式会社

代表取締役　小野　俊法

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月五日

掲載頁　一四五頁（号外第一二五号）

令和八年六月十七日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号虎ノ門ヒルズ森タワー一一階

株式会社先端技術共創機構

代表取締役　川上　登福

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億九千万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月十三日

掲載頁　六頁

令和八年六月十七日

長野県諏訪郡富士見町落合九九八四番地八二六

株式会社栄農人

代表取締役　柳澤　孝一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億四百万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十七日

大阪市北区大深町三番一号グランフロント大阪タワーＣ

有限会社サウザンドプロパティ

取締役　山本　健策

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億七千五百四十六万九千九百九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月十七日

大阪市鶴見区諸口一丁目一四番三九号

株式会社カヤシマホールディングス

代表取締役　萱島　将孝

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億一千五百九十八万九千五百十五円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十四日

掲載頁　七十五頁（号外第八十七号）

令和八年六月十七日

神戸市中央区磯辺通四丁目一番三八号

西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス株式会社　代表取締役　洲崎　良朗

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千二百五十万円、資本準備金の額を八千二百五十万円減少し、それぞれ一億円、五億七百十万四千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十六日

掲載頁　九十五頁（号外第三十二号）

令和八年六月十七日

大阪府箕面市船場東二丁目一番一五号

クモノスコーポレーション株式会社

代表取締役　中庭　和秀

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十七日

大阪市浪速区湊町一丁目四番一号

株式会社湊町開発センター

代表取締役　間渕　豊

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十七日

岡山市北区青江五丁目一六番一号

株式会社システム　エイ・ブイ

代表取締役　井関　勇喜

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十七日

北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目一一番一〇号

小倉セメント製品工業株式会社

代表取締役　上田　哲平

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である横山望が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十七日

静岡県沼津市足高四四一番地の一二三九

TOWA.atelier GmbH

日本における代表者　横山　望

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　六十一頁（号外第二〇一号）

令和八年六月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ14ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　六十一頁（号外第二〇一号）

令和八年六月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ18ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　六十一頁（号外第二〇一号）

令和八年六月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ13ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

訂正公告

令和八年五月二十九日（号外第一二〇号）掲載の決算公告（枠組）中、「第12期決算公告」とあるは「第17期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十七日

神奈川県川崎市川崎区桜本二丁目三二番一号

株式会社ナルミヤ・ワンパ

代表取締役　澤　泉

訂正公告

令和八年六月九日（号外第一二七号）掲載の第十二期決算公告（枠組）中、「法人税、住民税及び事業税［179］」とあるは「法人税、住民税及び事業税［15］」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十七日

富山県魚津市東山八〇〇番地

タワーパートナーズセミコンダクター株式会社　代表取締役　長野　能久

訂正公告

令和八年二月十日掲載の組織変更公告中、「京都府相楽郡和束町大字白栖小字内勘定七番地」とあるは「京都府相楽郡和束町大字白栖小字内勘定七番地の二」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十七日

京都府相楽郡和束町大字白栖小字内勘定七番地の二

白栖生産森林組合

理事　森川　信男

正　誤

ページ	段	行	誤	正
六五	二	改正前欄	学科の収容定員	学科の収容定員
〃	二	改正後欄	充足率	充足率
	一一	改正後欄	経過していない	経過していない
			ものを除く。	ものを除く。

（原稿誤り）

令和八年三月十三日（号外第五十二号）文部科学省告示第四十九号（大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示）